

週休二日等休日の拡大に向けた取組について

週休二日を実施するに当たっての主な課題

週休二日を実施するに以下の課題を解決する必要がある。

1. 適切な工期の確保
2. 休日が増加することによる企業のコスト増加
3. 日給の労働者の収入減少

⇒ 休日拡大に向け発注者としての環境整備が必要

週休2日制の取り組みを実施した受注者(実施中も含む)へのアンケート(回答59社)

好意見	課題
<p>【労働者への効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 労働時間が減って、作業効率が少し上がった ② 疲れが減り、普段より安全に施工が出来た ③ 労働者によって休日確保がしやすい ④ 休みが増えることに関する賛成の意見が多数あった ⑤ 休みが増えることで、心にゆとりが出来、体調面も比較的に楽になった ⑥ 休むことにより仕事に対する意欲が増した ⑦ 現場従事者の疲れが取れて精神的に良い ⑧ 家族サービス、子育て等の時間が増えて喜ばれた ⑨ 将来的な担い手確保の為には、週休2日は必要 <p>【その他の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩ 一般車両・近隣住民・店舗等の負担が減り、苦情・事故等の防止につながった ⑪ 近隣住民から喜ばれた 	<p>【発注時の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工期が厳しい ② 予期せぬ雨天等により工期が足りなくなる懸念 <p>【会社の利益の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 1日でも早く完成した方が会社の利益になる ④ 工期が延びると経費が嵩む(リース機械等) <p>【労働者の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 作業員等が土曜日の作業を望んでいる ⑥ 残業が増える ⑦ 日給作業員が収入減になる ⑧ 会社の就業規則として土曜日が休みになっていない ⑨ 土日以外の休暇が取得しづらい ⑩ 早く工事を終わらせ次の現場に行きたい(稼ぎたい) <p>【その他の問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑪ 当初から休日作業を見込んで工程を計画 ⑫ 工事の進捗が遅れる ⑬ 沿道の店舗により、土日施工の要望がある

課題

発注者の実施内容

適切な工期の確保



適正な工期の設定

休日が増加することによる
企業のコスト増加



・週休二日に対応した必要経費
の支払い

日給の労働者の収入減少



・労務費のダンピング防止
・施工時期の平準化

適切な工期の設定について

設計工期と実働日数の比較

○ 設計工期と受注者の実働日数を比較したところ、設計工期が短い傾向を確認

⇒ 発注者の工期設定が十分な休日が確保できていない一因になっている可能性がある

工事名	発注者の設定工期					実績				気象庁データ
	工期日数	実工期	見込み不稼働日			実働日数	不稼働日			実降雨日 (10mm/日以上の降雨日数)
			うち、土日 祝日数 (盆・正月 含む)	うち、見込 み雨休日	うち、土日 祝日数 (盆・正月 含む)		うち、雨休 日			
A工事	227	134	93	77	16	192	35	34	1	26
B工事	316	189	127	108	19	234	82	62	20	26
C工事	227	130	97	76	21	159	68	65	3	24
D工事	283	165	118	96	22	153	130	96	2	22
E工事	259	136	123	89	34	202	57	56	1	41
F工事	251	132	119	85	34	188	63	62	1	20
G工事	366	213	153	124	29	279	87	86	1	42
H工事	342	190	152	118	34	280	62	62	0	37
I工事	273	152	121	94	27	153	120	94	3	34
J工事	266	156	110	91	19	169	97	91	3	23
K工事	334	186	148	115	33	254	80	77	3	55
L工事	244	140	104	83	21	184	60	52	8	32
M工事	206	120	86	71	15	140	66	54	12	15
平均	276	157	119	94	25	199	77	73	4	31

適正な工期の設定について

課題

- 週休二日等休日を考慮して工期を設定しているが、受注者の実働日数を比較すると、発注者の工期設定が短い場合がある。
- ⇒ 誰が算定しても適正な工期を設定できる環境を整備する必要があるのではないか

対応案

(1) 工期設定支援システムの活用

- ・歩掛の日当たり施工量をもとに工種毎の所要日数を自動的に算出するシステム※を策定。直轄工事において原則的に使用することで適正な工期を確保する。
- あわせて地方公共団体にもシステムを提供

※工程のクリティカルは発注者が設定する必要がある。

(2) 準備期間及び後片付け期間の設定見直し

- ・橋梁、舗装等の追加

(3) 工事工程の受発注者間の共有

- ・受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化

(4) 余裕期間制度の活用

⇒ システムの活用により、工期の算定方法を統一するとともに、過去の類似工事实績と比較して工期が妥当であることを確認。

また、クリティカルを共有し、工期に対する責任の所在を明確化することで、柔軟に工期延期を行い、施工に必要な適性日数を確保できる環境を整備する。

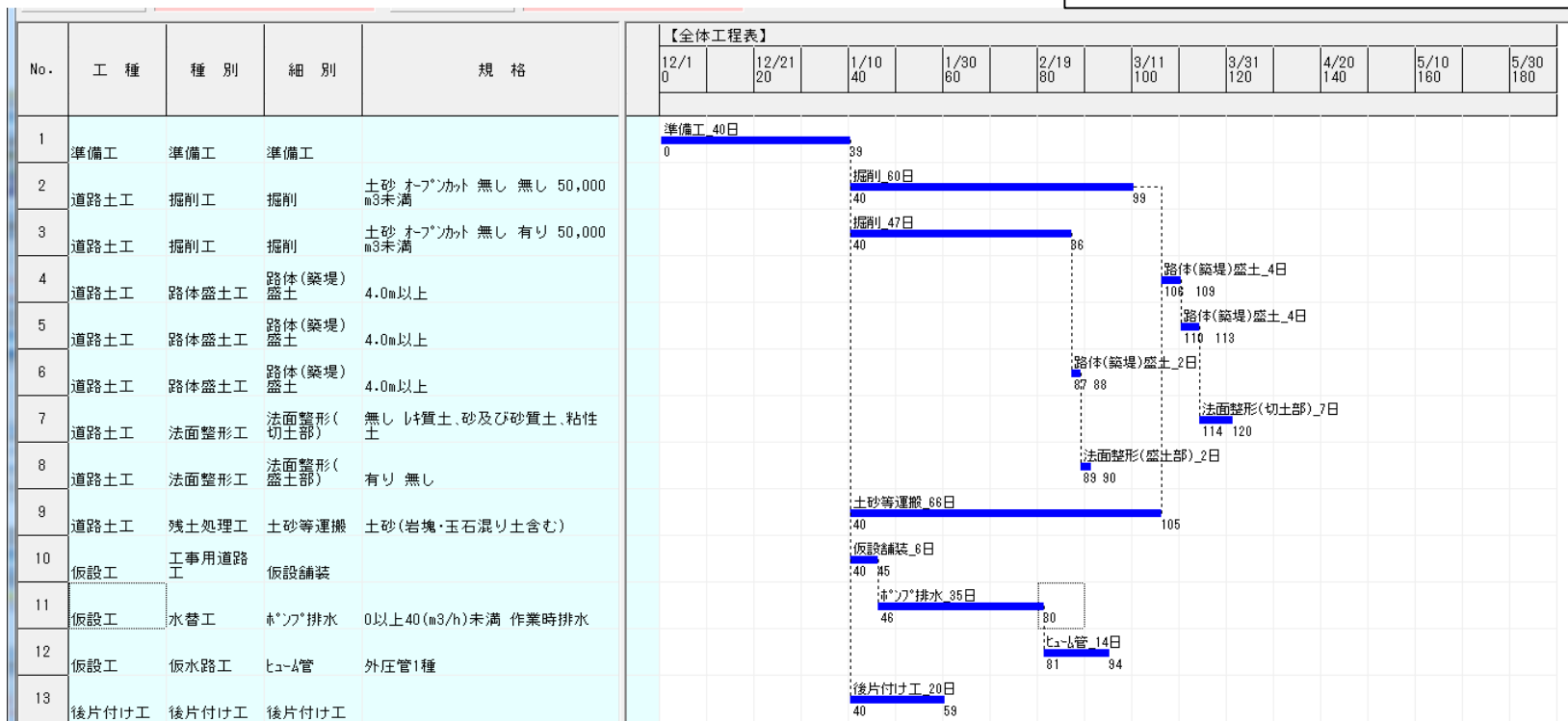
工期設定支援システムについて

- 工期設定に際し、歩掛かり毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを作成
- 平成29年度より維持工事を除き原則的に全ての工事で適用

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

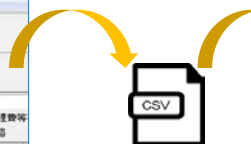
工程表作成支援システム（イメージ）



工期設定支援システムについて

①歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出

新土木工事積算システムから設計書情報をCSVファイル出力し、そのCSVファイルを工程表作成支援システムにインポートすることで、歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出するとともに、その日数に応じたバーチャートを自動作成します。



②雨休率※、準備・後片付け期間の設定

- ・各地域ごとに設定されている雨休率を入力することで、雨休率を考慮した日数に変更。
- ・準備・後片付け期間も工事区分に応じて標準日数を自動設定

1班当り		
日当たり作業量	標準作業日数	雨休率考慮日数
	40	40
294.118	34	60
188.680	53	93
500.000	2	4

雨休率：降雨日に加え、土日祝日、盆正月の休日を加えて各地域ごとに設定。各地域により値は異なるが1.7~1.8程度とされていることが多い

工期設定支援システムについて

③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成

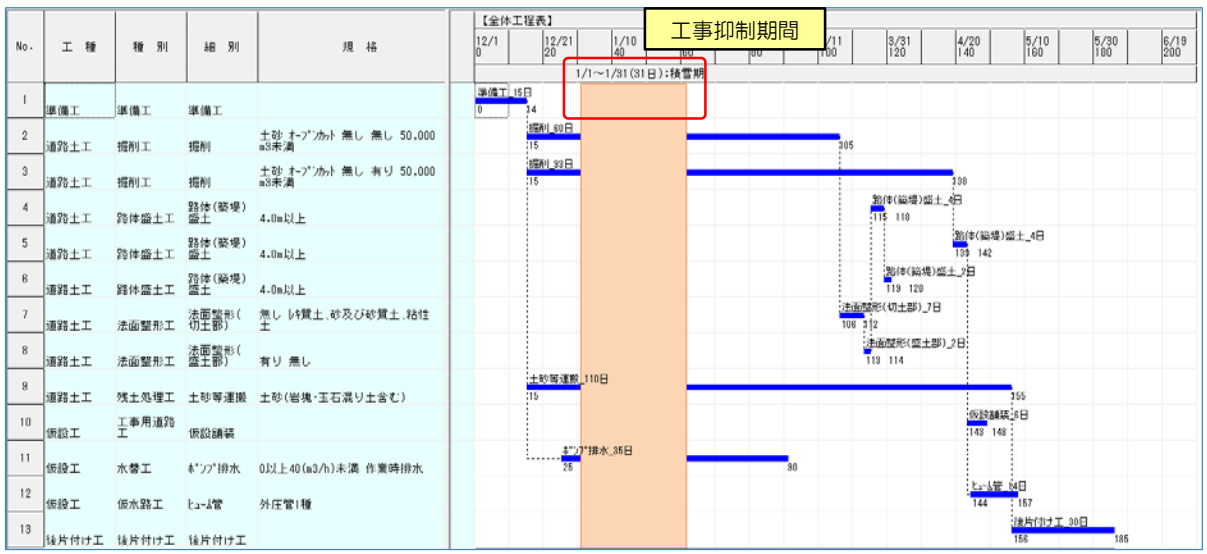
基準初頭の施工フローや類似工事の実績をもとに、工種（道路土工、仮設工等）ごとに標準的な工程を自動的に作成。

この画面は、標準的な作業手順に基づいて自動的に生成された工程を管理するためのシステムインターフェースです。左側のリストには、工種、種別、規格などの詳細が記載されています。右側のGanttチャートでは、各工程の進行状況と工期が視覚的に把握できます。

④ 工事抑制期間を設定

出水期、降雪期、地元対応等で工事ができない期間を個別にバーチャートに反映。

抑制期間の設定画面。ここでは、工事の進行を抑制する期間を設定できます。種類として「冬季休暇」を選択し、日付の範囲を「01月01日」から「01月31日」まで、適用年を「2017年」と指定しています。



工期設定支援システムについて

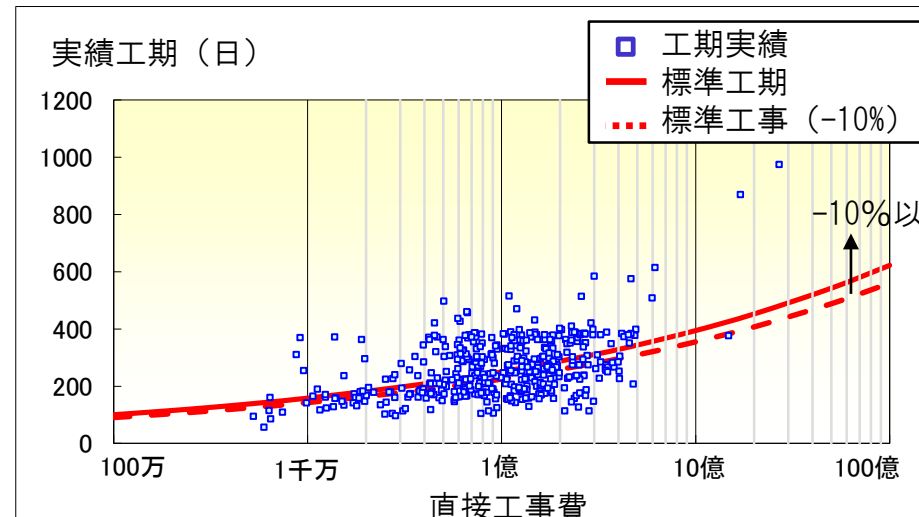
⑤過去の同種工事の実績と比較し妥当性をチェック

- 設定した工期を、過去の実績（H21-25竣工工事）から作成した標準工期と比較し、現在設定している工期の妥当性を確認
- 標準工期と比較し、10%以上工期が短い場合は工程の妥当性を再確認

例：道路改良工事（直接工事費：1億円）において
工期設定支援システムを用いて工期を〇日を設定



過去の実績（H21-25竣工工事）から作成した標準
工期と自動的に比較



標準工期の-10%以下

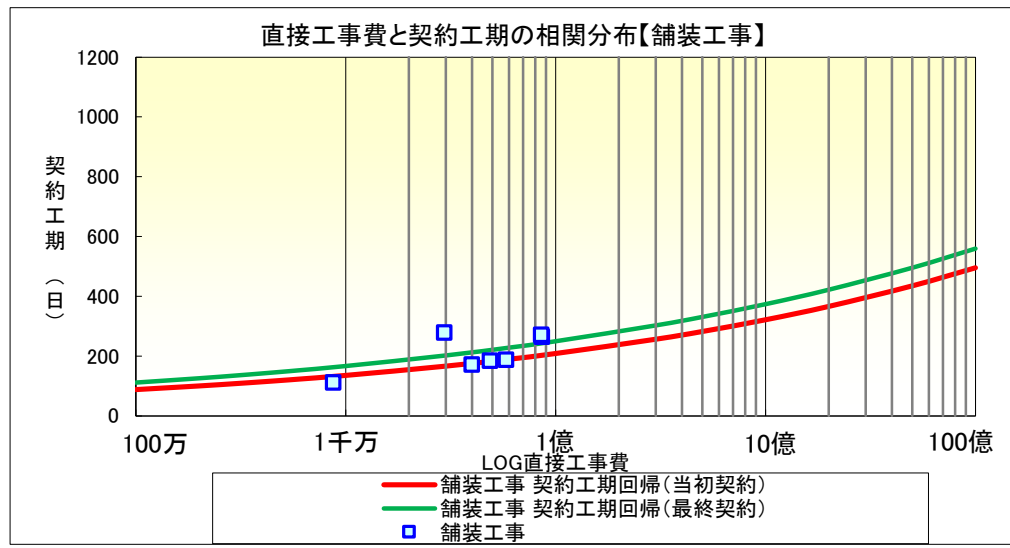
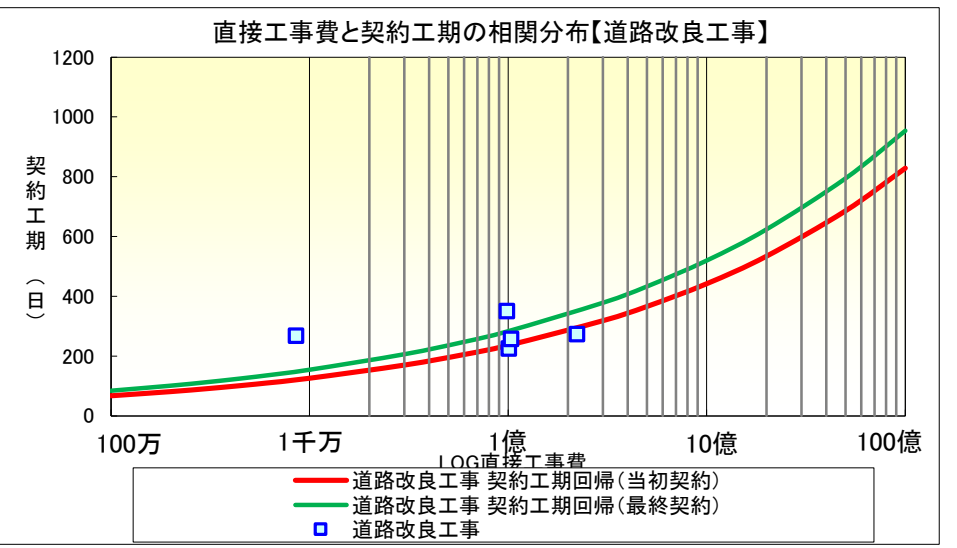
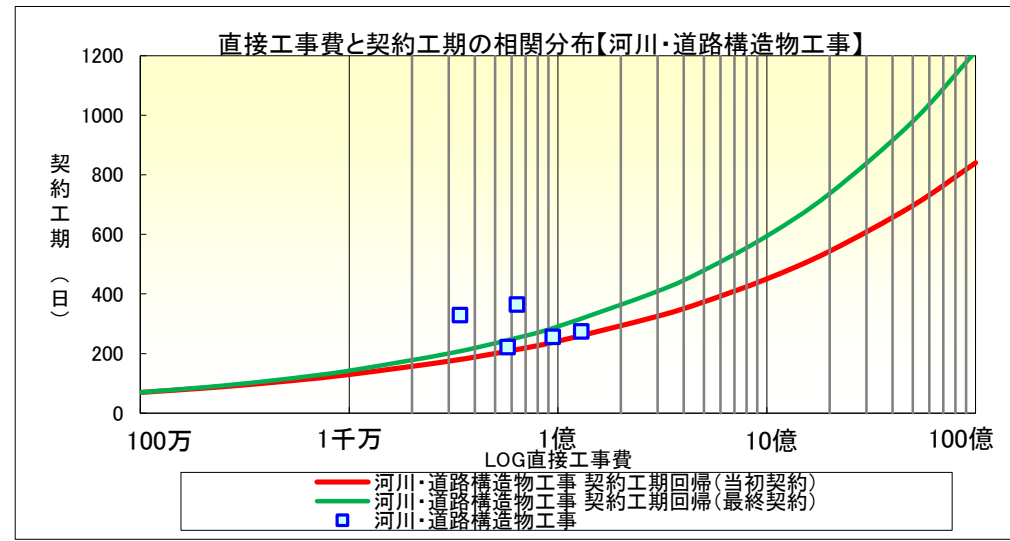
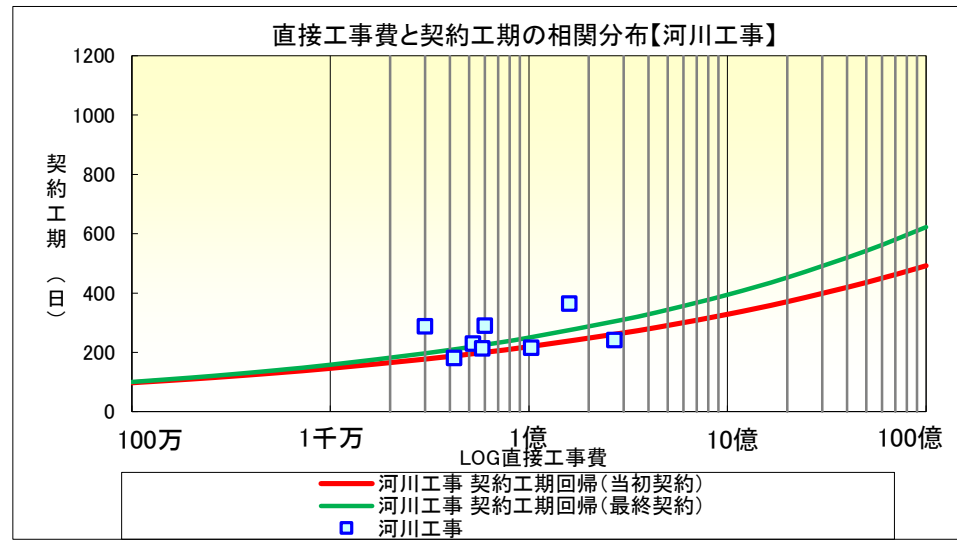
標準工期の-10%以上

再確認

工期として設定

工期設定支援システムの試行結果(H27)

- H27年度下半期より工期設定支援システムを一部工事(全国で39件)において試行。
- 発注時の工期設定は、概ねこれまでの発注時点の工期よりも長くなっていることを確認。



準備・後片付け期間の見直し

- 準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備・後片付け期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。(通年維持工事は除く)

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	現在の設定	最低必要日数	現在の設定	最低必要日数
河川工事	30～40 日	40 日	15～30 日	20日
河川・道路構造物工事	30～50 日	40 日	15～30 日	
海岸工事	30～40 日	40 日	15～30 日	
道路改良工事	30～50 日	40 日	15～20 日	
共同溝等工事	30～70 日	80 日	15～20 日	
トンネル工事	30～90 日	80 日	15～30 日	
砂防・地すべり等工事	15～40 日	30 日	15～30 日	
鋼橋架設工事	30～150 日	90 日	15～20 日	
PC橋工事	30～90 日	70 日	15～20 日	
橋梁保全工事	30～50 日	60 日	15～20 日	
舗装工事(新設工事)	30～50 日	50 日	15～20 日	
舗装工事(修繕工事)	30～40 日	60 日	15～20 日	
道路維持工事	30～50 日	50 日	15～20 日	
河川維持工事	30～50 日	30 日	15～30 日	
電線共同溝工事	30～50 日	90 日	15～20 日	

今回追加

工事工程の受発注者間の共有

施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。(H29年度より全工事)

<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する事項がある場合には、その内容及び受発注者の責任を明確化。
- ③ 施工途中において受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を必ず実施。

担当者	事項	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
施工者	○○工	[Bar]						
	○○工		[Bar]					
	○○工			[Bar]				
	○○工						[Bar]	
発注者	支障物件移設	[Bar]						
	○○協議	[Bar]						

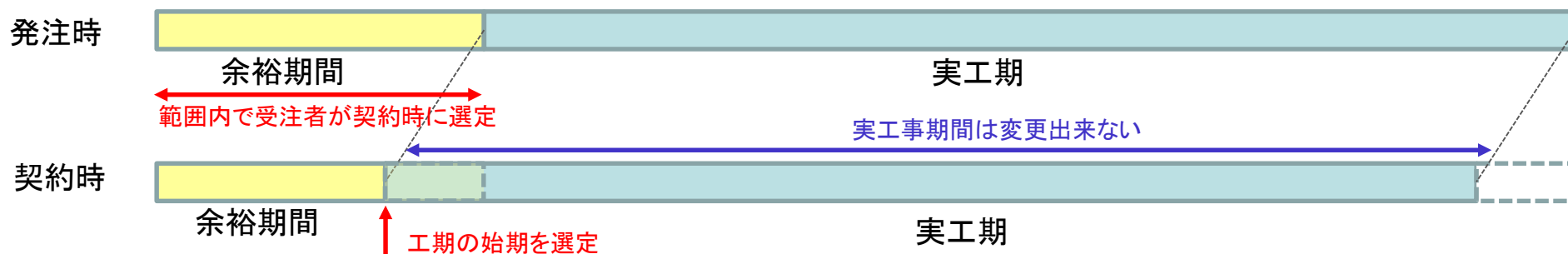
余裕期間制度について

■余裕期間制度

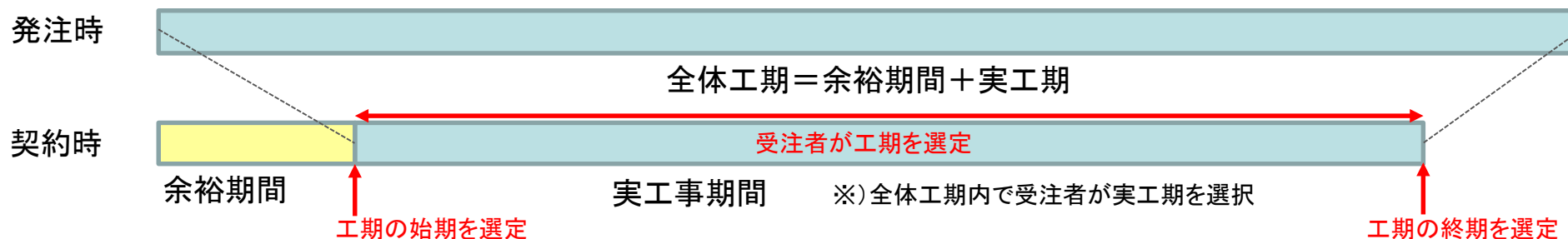
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲

2. 技術者の配置:

(1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)

(2) 実工期・実工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

コスト増加等への対応について

週休2日を考慮した間接工事費の改定(案)

- 週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、安全施設類や現場事務所等のリース料の経費が嵩むことになる。
- その為、週休2日を実施した場合は、実施した期間に応じて、工期日数の延長に要する経費として、共通仮設費、現場管理費の率を補正する。

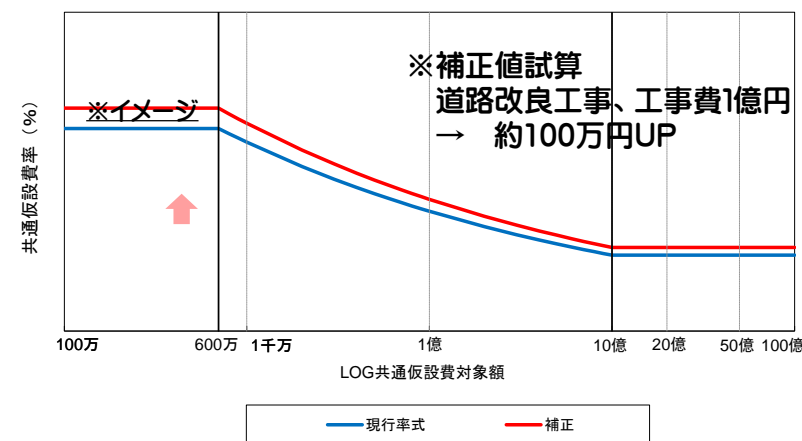
○施工期間増加に伴い費用が増加する費目(網掛部)

費目	対象・非対象の理由		
共通仮設費	運搬費	現場内小運搬等の費用であり、増加する要因は無い	
	準備費	準備後片付け・調査測量等の費用であり、増加する要因は無い	
	安全費	安全管理費	不稼働日の保安要員、安全施設類の費用等が増加
	技術管理費	品質管理費等	作業日数によることから、増加する要因は無い
	営繕費	建物費	現場事務所等の地代等が増加
		借上費	貸しビル、マンション等の借上げ費用が増加
		宿泊費	労務者の宿泊費用が増加
		労働者送迎費	運転手賃金、車両損料等が増加
現場管理費	労務管理費	慰安、娯楽・・・、増加する要因は無い	
	安全訓練等費用	安全訓練等に要する費用であり、増加する要因は無い	
	租税公課	自動車税、固定資産税等が増加	
	社員等従業員給与手当	社員等従業員の給与、諸手当が増加	
	退職金	退職金等が増加	
	保険料	火災保険、工事保険、自動車保険等が増加	
	法定福利費	労災保険料、雇用保険料、健康保険料等が増加	
	福利厚生費	慰安、健康診断、医療等の費用であり、増加する要因は無い	
	補償費	事業損失に係る補償費で、増加する要因は無い	
	通信交通費	旅費、通信費等に要した費用で、増加する要因は無い	
	交際費	慶弔見舞等に要した費用で、増加する要因は無い	
	寄付金	社会福祉団体等への寄付金に要した費用で、増加する要因は無い	
	事務用品費	事務用消耗品等に要した費用で、増加する要因は無い	
	動力・用水光熱費	事務所等で使用された電力等の費用で、増加する要因は無い	
	外注経費	下請会社の一般管理費等の費用で、増加する要因は無い	
	工事实績登録費	コリズ登録費用で、増加する要因は無い	

○共通仮設費、現場管理費率の補正值解析結果(H25~27年度竣工工事より解析)

共通仮設費	現場管理費
+0.21%	+1.07%

○共通仮設費率の解析事例



日給労働者への収入減少への 対応について

平成29年度予算における施工時期の平準化について

適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた4つの取組み

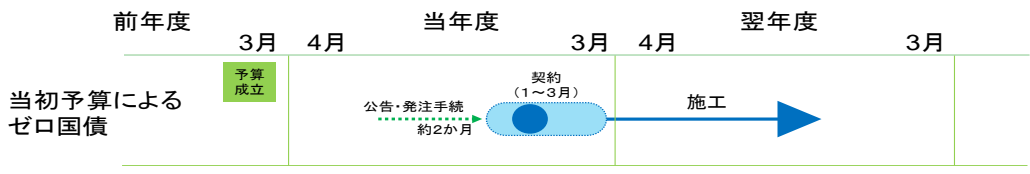
①2か年国債※1の更なる活用

適正な工期を確保するための2か年国債の規模を倍増

H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円 ⇒ H29年度：約1,500億円

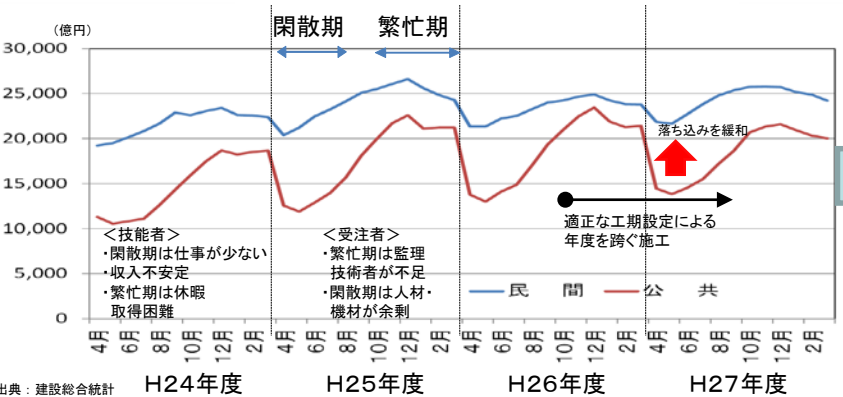
②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定

平準化に資する『ゼロ国債』を当初予算において初めて設定(約1,400億円)



(参考)28年度当初予算の2か年国債(約700億円)、28年度3次補正予算でのゼロ国債計上(事業費ベースで3,500億円)により、29年度前半においても平準化に取り組む。

＜建設工事の月別推移とその平準化＞

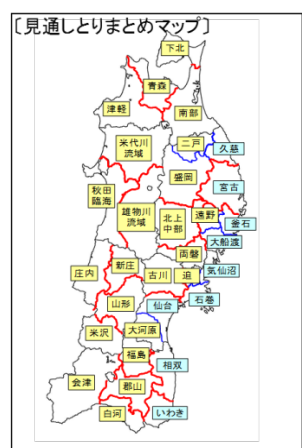


- ＜技能者＞
 - ・収入安定
 - ・週休二日
- ＜受注者＞
 - ・人材・機材の効率的配置

出典：建設総合統計

③地域単位での発注見通しの統合・公表

国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取り組みを、順次、全国展開



【各地区のページ】
 ※〇〇地区の発注見通し
 ○〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。
 ※平成29年11月1日現在
 ※平成29年11月1日現在公表(予定)する見込みの工事数を掲載しています。
 ※今年度開始の予定が不明な工事、繰上り工事については、東北地方整備局発注工事のみ掲載しています。
 ※「ストリート・ビュー」等による見込みの工事については、東北地方整備局発注工事のみ掲載しています。
 ※発注見通しの掲載は発注見通しについて記載された通りであり、東北地方整備局の発注見通しと必ずしも一致するものではありません。
 ○〇市、〇〇町
 ※ここに記載する内容は、平成29年11月1日現在の見込みであり、実際に発生する工事の状況と異なる場合、又はここに記載されていぬ工事がある場合があります。
 ※また、主要建設費が概算見込み費は、公表時点の概算見込み数であり、公表後変更することがあり、公表してからの増減は発生してはなりません。予定費額と一致しません。
 □各発注機関の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

発注機関	発注品名	工事名称	工事種別	発注時期	入札契約方式	工事開始時期	入札予定時期	工期	概算工事費	備考
東北地方整備局	東北道	仙台市	一般競争入札	二期工事	平成29年10月	平成29年10月	約1ヶ月	約1,000万円	2024-5-10(仮)	2024-5-10(仮)
〇〇市	〇〇市	〇〇市	一般競争入札	二期工事	平成29年10月	平成29年10月	約1ヶ月	約1,000万円	2024-5-10(仮)	2024-5-10(仮)
〇〇町	〇〇町	〇〇町	一般競争入札	二期工事	平成29年10月	平成29年10月	約1ヶ月	約1,000万円	2024-5-10(仮)	2024-5-10(仮)
〇〇村	〇〇村	〇〇村	一般競争入札	二期工事	平成29年10月	平成29年10月	約1ヶ月	約1,000万円	2024-5-10(仮)	2024-5-10(仮)

(参考)東北地方においてH25年度より実施

業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価

④地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

※1: 国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

※2: 国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の運用の見直しについて

- **H29年4月1日以降に入札公告**を行う工事を対象に、直接工事費のうち、労務費の算入率を現行の95%から100%に変更する。

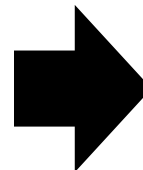
現行

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
 - ・共通仮設費 × 0.90
 - ・現場管理費 × 0.90
 - ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.08



H29.4.1～

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10

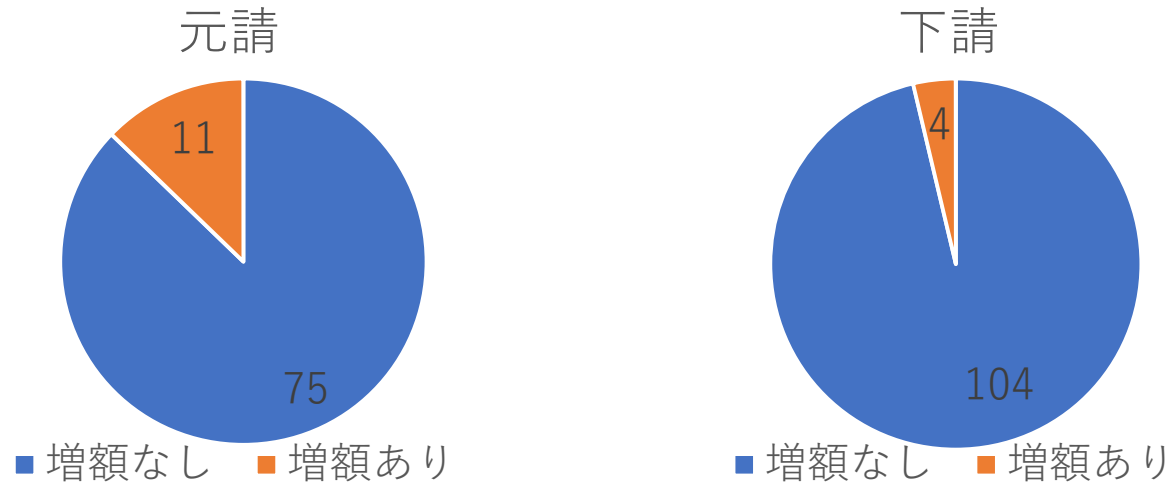
【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
 - 〔 機械経費 0.95 〕
 - 〔 労務費 1.00 〕
 - 〔 材料費 0.95 〕
 - ・共通仮設費 × 0.90
 - ・現場管理費 × 0.90
 - ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.08

週休二日モデル工事における日給労働者の企業の対応

- 週休二日モデル工事を実施した企業(実施中も含む)に対し、日給労働者への給与の支払いについてヒアリングを実施。
- 週休二日の実施にあたって、日給労働者に対し休日補償や給与の増額を実施した企業は全体で1割未満。

ヒアリング対象企業：国土交通省が発注した週休二日モデル工事を実施した(実施中含む)
元請(86社)および下請(108社)



⇒ 週休二日等休日を増加した場合における、労務費の積算のあり方については、実態調査を継続し、引き続き検討

【週休二日取得の取り組み拡大】

＜条件整備＞

- ✓ 工事着手準備期間・後片付け期間の見直し、国債等の活用による工期の平準化、余裕期間制度の活用の推進
- ✓ 工期設定支援システムの適用により週休二日算定が可能
 - ⇒ 原則週休二日の工期設定が可能

＜H29年度の発注方針＞

- ✓ 上記週休二日支援ツールにより、週休二日による工事の発注を推進

※これにより、全工事で週休二日導入は可能となるが、完成・供用時期明示による工期調整、天候不良による工期遅延等、週休二日実行工期は個々の工事(工程)において受発注者の調整が必要

【地方公共団体への展開】

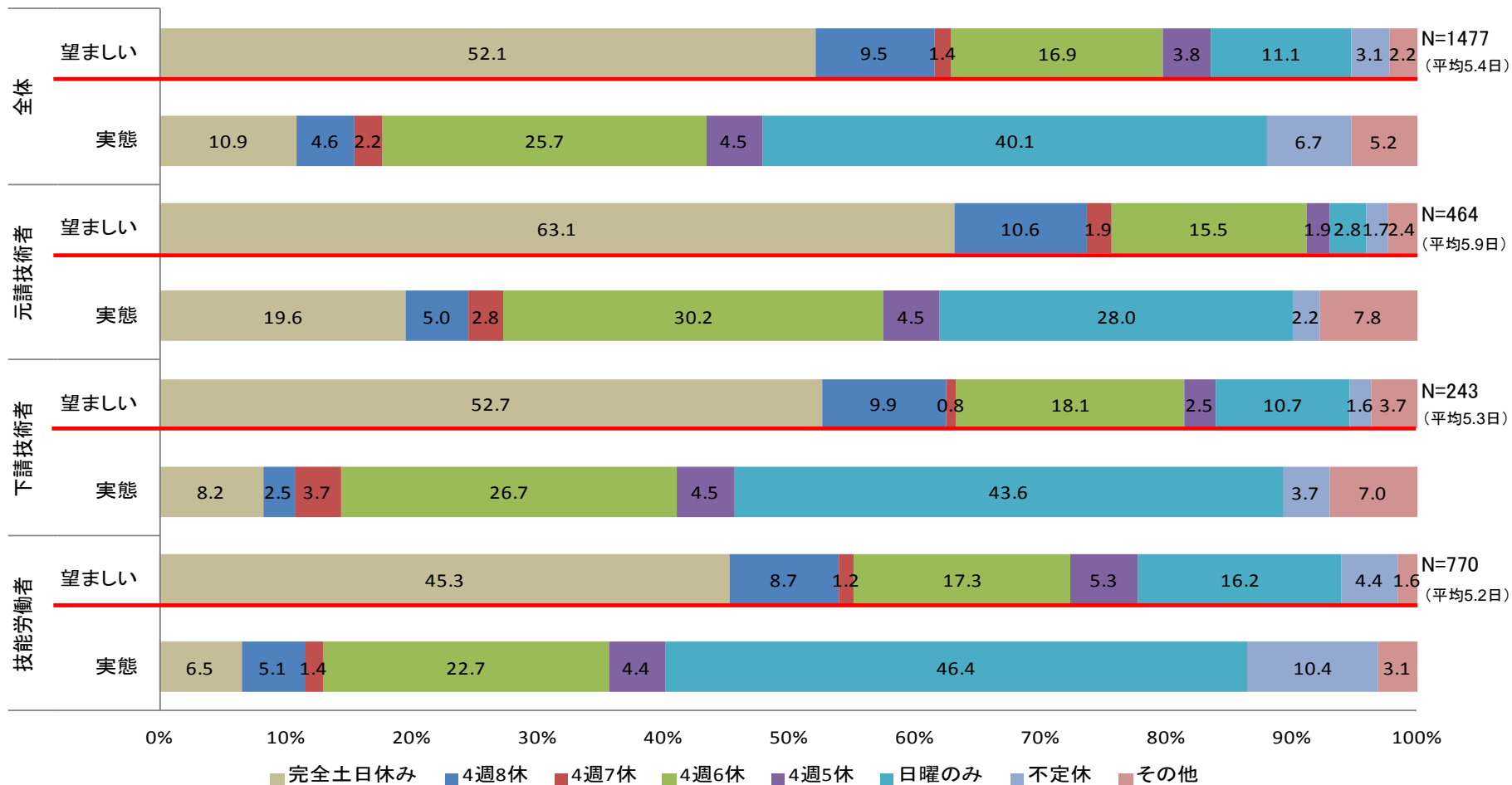
- ✓ 上記週休二日支援ツールを地方公共団体に普及することにより、公共工事全般への拡大を推進

- 休日を拡大するにあたって、発注者として取り組むべき方策について
 - ・社会的コストの負担のあり方
 - ・受注者との連携
 - ・労務費の積算のあり方 等

参考資料

○ 技術者・技能労働者問わず半数以上が完全週休2日または4週8休が望ましいと考えているが、実際は15%程度しかとれていない。

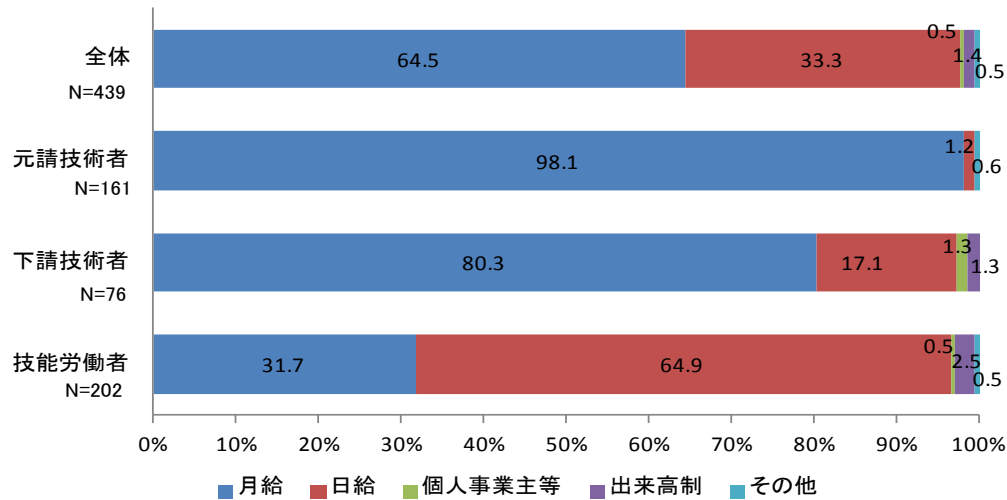
休日形態(実態と望ましい休日形態)



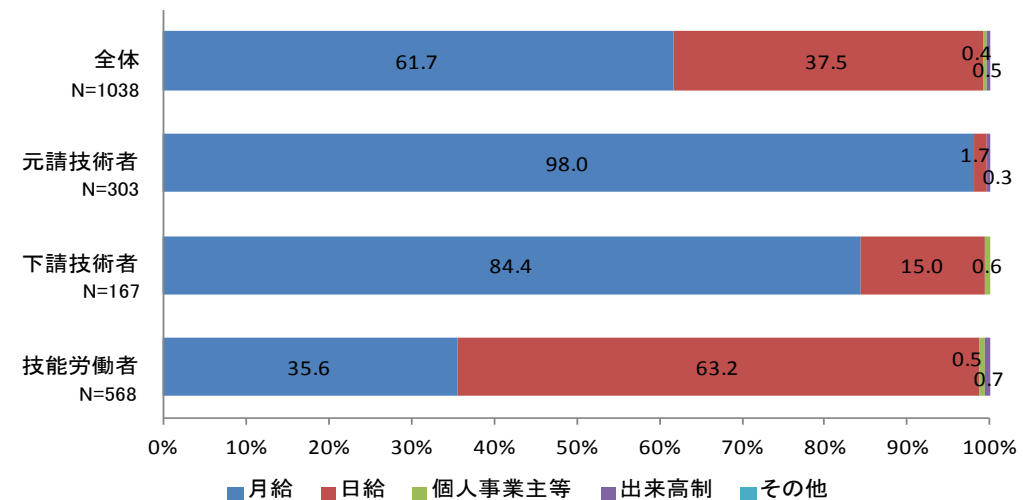
週休2日の確保に向けたアンケートの実施結果

- 元請け・下請け問わず、技術者のほとんどが月給制となっている
- 一方で、技能労働者は6割以上が日給制となっている。

給与形態 週休2日モデル工事

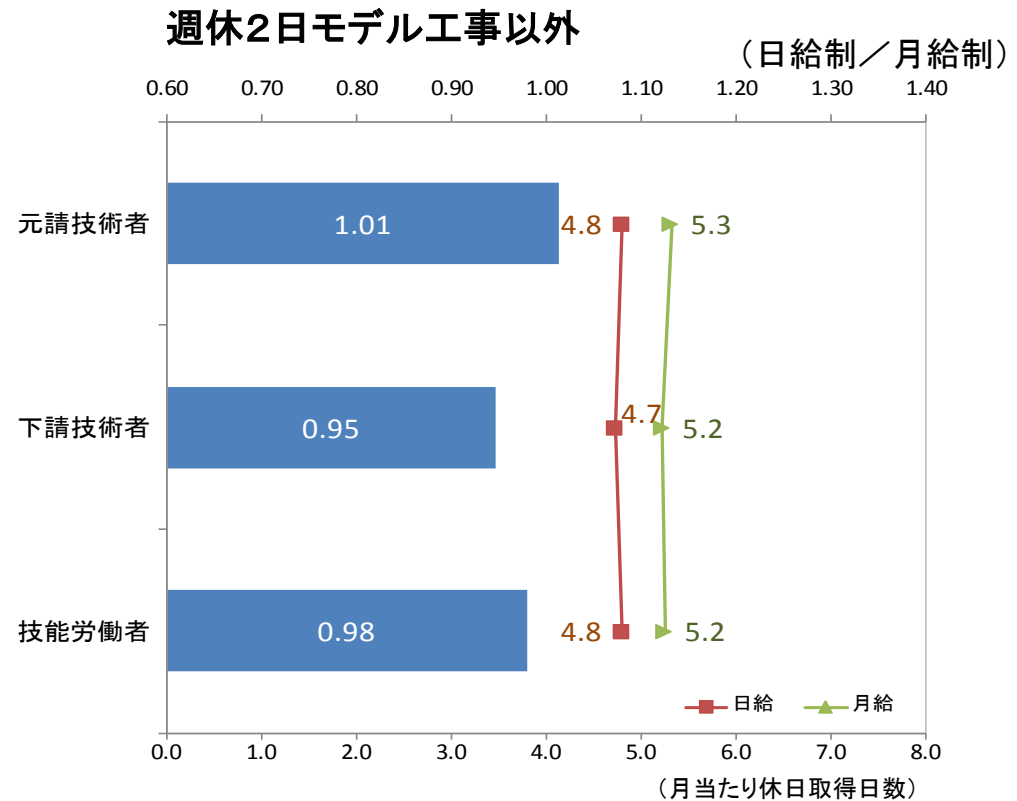
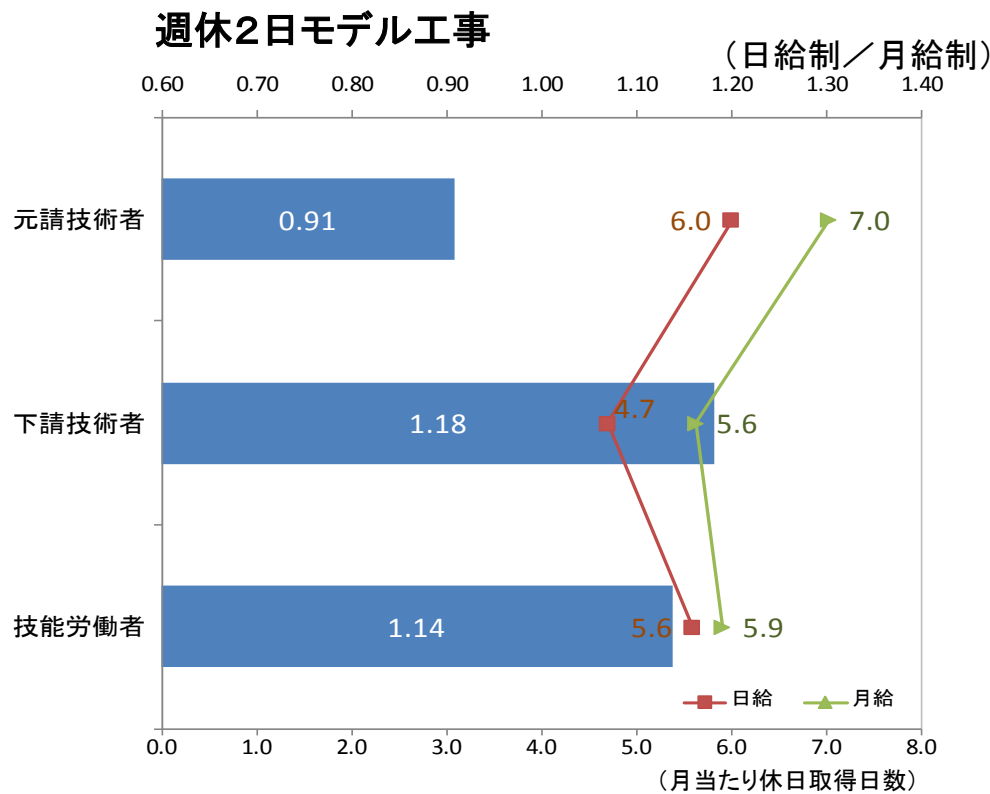


給与形態 週休2日モデル工事以外



週休2日の確保に向けたアンケートの実施結果

- 週休2日モデル工事については、元請技術者を除いて日給制のほうが月給制より収入(月給)が高いが、モデル工事以外はほぼ変わらない。
- 休日は週休2日モデル工事の方が休日取得回数は多いものの、大きな差が表れていない。



※日給制給与は、休日形態(不定休、その他の者は除く)より、月あたり作業日数を算出し、日給金額を乗じて算出(月給換算)。

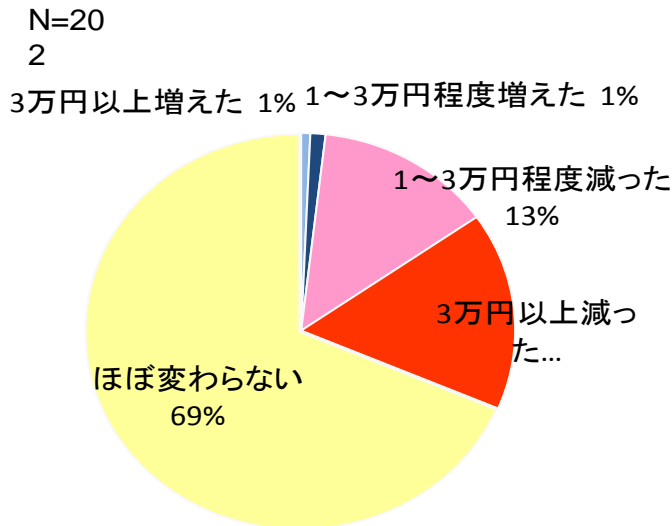
週休の確保2日に向けたアンケートの実施結果

- 週休2日モデル工事の技能労働者のうち、約3割は収入が減ったと回答している。
- 収入減少の要因は労働日数が減ったと答える者が圧倒的に多い。

【収入変化の理由】

収入の変化(月給)	理由 (複数回答可)	回答件数
1~3万円程度減った	2:週休2日工事の週休日に他の現場で働いていたため	2
	4:元々週休2日だったため	1
	5:週休2日工事に従事することにより労働日数が減ったため	31
3万円以上減った	1:週休2日工事に従事することにより残業時間が増えたため	3
	2:週休2日工事の週休日に他の現場で働いていたため	1
	3:固定給のため	1
	5:週休2日工事に従事することにより労働日数が減ったため	58
3万円以上増えた	5:週休2日工事に従事することにより労働日数が減ったため	2
ほぼ変わらない	1:週休2日工事に従事することにより残業時間が増えたため	3
	2:週休2日工事の週休日に他の現場で働いていたため	33
	3:固定給のため	46
	4:元々週休2日だったため	22
	5:週休2日工事に従事することにより労働日数が減ったため	4
	6:その他	6

収入の変化



※理由回答件数は延べ数

- 建設業においては、残業が多いというよりも、休日が確保できないなどの理由から総労働時間が長いことが課題。
- そのため、適正な工期設定、施工時期の平準化やICTの全面的な活用による*i-Construction*（建設現場の生産性革命）等の取組を通じて、休日の拡大（長時間労働是正）等の働き方改革を目指す。

施工時期の平準化

- 平成29年度当初予算における
 - ・2か年国債の規模の倍増※1
 - ・『ゼロ国債』を当初予算で初めて設定※2
- 地域単位での発注見通しの統合・公表
- 地方公共団体等への取組要請

※1 H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円 ⇒ H29年度：約1,500億円
 ※2 H29年度：約1,400億円

週休2日モデル工事の拡大

- 休暇を拡大し、労働者の処遇改善を目的に、週休2日モデル工事を実施。
 (H26年 6件 ⇒ H27年 56件 ⇒ H28年 約130件)
- 完了したモデル工事の約7割で完全週休2日を実施

ICTの全面的な活用

全ての建設生産プロセスでICT等を活用し、建設現場の生産性を、2025年度までに2割向上を目指す

測量 3次元測量(UAVを用いた測量マニュアルの導入)

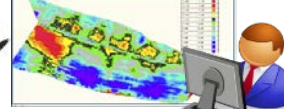
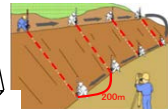


従来測量



UAV(ドローン等)による3次元測量

検査 検査日数・書類の削減



・人力で200m毎に計測
 ・計測結果を書類出確認

3次元データをパソコンで確認

施工 ICT建機による施工(ICT土工用積算基準の導入)



従来施工



ICT建機による施工

【ICT土工の導入効果(実際の施工事例から算出)】



40日削減
大幅な生産性向上効果を確認!

i-Construction推進 コンソーシアム

**1月30日
設立!**

- ◆会員は広く一般から公募
- ◆産学官協働で各ワーキングを運営

i-Construction推進 コンソーシアム

企画委員会

技術開発・導入WG	3次元データ流通・利活用WG	海外標準WG
-----------	----------------	--------

一般公募(会員)

建設関連企業、建設分野以外の関連企業、国・自治体・有識者など

〈要請理由〉

- 第8回下請取引条件改善に関する関係府省等連絡会議における野上官房副長官からの締めくくり発言によるご指示を踏まえ、建設業においても「自主行動計画の策定」に向けた取組について検討を開始。
- 建設業の取引条件のさらなる改善を目的に、平成28年12月21日(水)、根本国土交通大臣政務官より日本建設業連合会に対し、来春を目処に「建設業の適正取引推進のための自主行動計画」策定の要請を行った。



〈要請のポイント〉

- ・アベノミクスを一層加速し、「経済の好循環」の流れをより確かにすることが重要。
- ・建設業の取引条件のさらなる改善に向け、業界大手の団体である日本建設業連合会が率先して取組を進めることが重要。
- ・来春を目途に自主行動計画の策定を要請
- ・合わせて、これまでの労務単価の改定を、現場の技能労働者の賃金水準の上昇という好循環につなげるなど、引き続き、下請負人や技能労働者の処遇改善に努めるよう要請。

出席者

【国土交通省】

根本 幸典 国土交通省大臣政務官
谷脇 暁 国土交通省土地・建設産業局長
海堀 安喜 国土交通省建設流通政策審議官
平田 研 国土交通省土地・建設産業局建設業課長 他

【(一社)日本建設業連合会】

(一社)日本建設業連合会総合企画委員会
押味 至一 鹿島建設(株) 代表取締役社長
(一社)日本建設業連合会総合企画委員会委員長

勝見 剛 鹿島建設(株) 執行役員経営企画部長
寺田 修 清水建設(株) 代表取締役副社長
平野 啓司 大成建設(株) 常務執行役員社長室長
岡田 正徳 (株)竹中工務店 取締役執行役員副社長
宮崎 博之 戸田建設(株) 代表取締役専務執行役員建築本部長
大塚 二郎 (株)大林組 取締役常務執行役員
上栗 勝三 前田建設工業(株) 執行役員建築部長
有賀 長郎 (一社)日本建設業連合会 事務総長
山本 徳治 (一社)日本建設業連合会 常務理事